

# 環境メールマガジン 第30号

発行日：平成31年3月11日

発行元：野洲市環境経済部環境課

「野洲市環境保全活動推進事業」

電話：077-587-6003

野洲市では、事業所の環境保全担当者を対象に毎年環境研修会を実施しております。当研修会では、環境に係る法令や環境管理技術等を理解してもらい、事業所の皆さまが積極的に環境保全に取り組んでいただくことを目的としております。本号では第21回環境研修会の内容をご紹介します。

第21回となる研修会では、環境測定専門業者の夏原工業様による「悪臭防止法に係る臭気分析の実務について」の講義を受け、その後「実技体験（臭覚試験等）」の研修を行いました。市内事業所から16名の参加があり、積極的な質疑応答が行われ有意義な研修を終えることができました。

第21回野洲市環境研修会（平成30年11月21日（水）実施）

## 「悪臭防止法に係る臭気分析の実務について」及び実技体験（臭覚試験等）

### <悪臭防止法の概要>

#### 「悪臭」とは

- ・人が感じる「嫌なにおい」「不快なにおい」の総称です。
- ・「いいにおい」と思われても、強度・頻度・時間によっては「悪臭」となることがあります。
- ・ある人には「いいにおい」でも他の人には「悪臭」となることがあります。
- ・自分が慣れてしまうことで、他の人への迷惑に気付かないことがあります。

#### 「悪臭防止法」とは

- ・事業活動に伴って発生する「悪臭」に対して必要な規制や防止対策を推進し、生活環境を保全し国民の健康の保護を目的としています。
- ◆規制対象  
規制地域内の全ての工場・事業場
- ◆規制方法  
特定悪臭物質（22種類）の濃度規制もしくは臭気指数による規制

#### 「規制基準」とは

- ◆敷地境界線上の規制基準（1号基準）
  - ・敷地境界線の地表における特定悪臭物質の濃度もしくは臭気指数で規制されます。
  - ・採取方法は、直接採取法、間接採取法等があります。
- ◆気体排出口の規制基準（2号基準）
  - ・煙突等気体排出施設から排出される悪臭原因物の当該排出施設の排出口における特定悪臭物質の濃度もしくは臭気指数で規制されます。
  - ・採取方法は、試料採取孔や直接排出口より採取する方法があります。
- ◆排出水の規制基準（3号基準）
  - ・事業場等から排出される排出水に含まれる悪臭原因物の当該事業場の敷地外における特定悪臭物質の濃度もしくは臭気指数で規制されます。

#### 野洲市での規制

- ◆規制対象  
市内全域規制地域
- ◆規制方法  
臭気指数による規制
- ◆規制基準  
野洲市全域：
  - ・敷地境界線の地表（1号基準）における規制基準を12と定めています。
  - ・気体排出口の規制基準（2号基準）は排出口の実高さにより異なります。
  - ・排出水の規制基準（3号基準）は1号基準に16を加えた値となり、野洲市では28と定めています。

## 臭気指数測定方法

- ・ 三点比較式臭袋法で測定します。
    - ◆ 3つの袋を準備して、2つの袋は無臭、1つの袋に採取した臭気を入れて、6人のパネル（嗅覚試験者）が臭気の判定を行います。パネルが嗅ぎ取れなくなる濃度まで試験をして臭いの強さ（臭気指数）を算定する方法です。
- 尚、三点比較式臭袋法による判定では、国家資格を取得した「臭気判定士」が管理・統括をすることになります。

## <臭気対策事例の紹介>

臭気対策事例として、夏原工業様様の脱臭装置等の導入までの事例の説明がありました。

## <実技体験（嗅覚試験等）について>

嗅覚試験の試験方法の説明を受け、「臭気判定士」の指導のもと夏原工業様様にご準備いただいたサンプルで「嗅覚検査」を体験しました。

臭気の苦情は「感覚公害」と言われ、対応が難しいことから、定期的に事業所周辺で臭気が漂っていないかの確認や測定が重要であることが理解できました。



悪臭防止法に係る臭気分析の実務についての講義



実技体験（嗅覚試験等）